

契 約 書

1 件 名 令和8～10年度 広島高速道路における自動販売機営業委託契約

2 設 置 場 所

	名 称	所 在 地	備 考
A	広島高速1号線下り線 温品パーキングエリア内	広島市東区温品町畠谷	別図に示す休憩所
B	宇品管理基地	広島市南区宇品海岸三 丁目3-4	玄関ホール付近
C	沼田管理基地	広島市安佐南区大塚東 町1932	玄関ホール付近
D	馬木管理基地	広島市東区馬木町洗川 2292-1	玄関ホール付近
E	広島高速道路公社3階	広島市東区温品一丁目 8-23	3階リフレッシュ ルーム
F	広島高速道路公社1階	同 上	1階ロビー

3 契 約 期 間 契約締結の日から令和11年3月31日まで

4 業 務 期 間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

5 台数・種類等 別紙仕様書のとおり

6 営 業 料

区 分	基 本 月 額	営 業 料 率
上記 A (計5台)	1台あたり5,000円	%
上記B～F (計5台)	1台あたり3,000円	

(営業料には、消費税及び地方消費税を含む。)

7 契約保証金 免除

この契約の締結を証するため、発注者と受注者は各々対等な立場における合意に基づいて、契約書2通を作成し、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社

理事長 友道 康仁

受注者

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書及び仕様書等（別添の仕様書及び図面をいう。以下同じ。）

に従い、日本国の法令を遵守し、履行しなければならない。

2 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

3 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

5 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

(業務内容等)

第2条 受注者は、発注者の指定する設置場所において自動販売機を設置し、履行期間中継続して、営業・運営する事業（以下「自動販売機設置運営事業」という。）を行うものとする。

2 受注者は、自動販売機設置運営事業に必要な設置費、維持管理費その他費用を自ら負担し、次の各号に定める事項、仕様書等の内容を遵守しなければならない。

(1) 自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスの設置

ア 自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスが、使用可能な状態で常時設置されていること。

イ 自動販売機は、10円、50円、100円、500円の各硬貨及び1,000円紙幣が使用できる機種とすること。

ウ 本契約書第4項の履行期間（以下「履行期間」という。）の開始後、速やかに指定の位置に自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスを設置し、設置後は、その完了した旨を報告すること。

エ 自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスの設置及び撤去の日時については、事前に発注者と協議のうえ決定することとし、設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全に十分に配慮すること。

オ ウの報告後、発注者が確認を行い、施設管理上支障があると認められる場合には、指示に従い速やかに是正すること。

カ 受注者は、自動販売機設置運営事業を行うにあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

(2) 自動販売機の販売品

ア 販売品は別紙仕様書に掲げる飲食料品とする。飲料品については、酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類及びその類似品は除くこと。

イ 販売品の維持管理及び補充は、受注者の責任において適切に行うこと。

ウ 関係法令を遵守し、賞味期限の管理等、販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。食品衛生法上の営業許可又は届出を必要とするものについては、履行期間開始日までに受注者または第6条に定める再委託先において有効な許可取得又は届出をすることとし、契約締結後速やかに許可証又は届出の写しを提出すること。

エ 自動販売機又は販売品の取扱いについて必要な事項は、発注者と協議して定めること。

(3) 自動販売機の販売品の売価

販売品の売価は、設置場所Aについては標準販売価格、設置場所B～Fについては福利厚生に配慮し、標準販売価格未満とすること。

(4) 販売品補充の搬入、使用済み容器の回収ほか

- ア 販売品の補充のための搬入、使用済み容器の回収の頻度、方法、時間帯等については、発注者と協議のうえ、自動販売機内の販売品の欠品や回収ボックスから使用済み容器が溢れでることのないよう、十分配慮するとともに、設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- イ 回収ボックスの使用済み容器は、関係法令等に基づいて適切に処理すること。
- ウ 自動販売機の保守管理を適切に行うとともに、コイン詰まり・故障時等は、常時（土日祝を含む。）迅速に初期対応を行い、利用者に迷惑がかからないよう適切に対応すること。

(営業料)

第3条 受注者は、毎月、自動販売機の光熱水料相当額及び売上高の一部を営業料として、翌月20日までに発注者に支払わなければならない。

2 前項の営業料は、次の算式により得た額とする。

$$\text{営業料} = \text{基本月額} \times \text{自動販売機の設置台数} + \text{売上高} \times \text{営業料率}$$

※ 営業料に1円未満の端数がある場合は、小数点以下を切り捨てた金額とする。

3 営業料は発注者の指定する銀行口座へ振り込むものとし、振込みに要する費用及び手数料等は、受注者の負担とする。

(遅延利息)

第4条 受注者は、特段の理由もなく第3条第1項の支払期限までに営業料を支払わないときは、当該支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、当該遅延した営業料の金額につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息（100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。）を、発注者に支払わなければならない。

2 受注者が営業料及び遅延利息を支払うべき場合において、支払われた金額が営業料及び遅延利息の合計額に満たないときは、まず、遅延利息から充当する。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は免除する。

(権利義務等の譲渡禁止)

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承し担保に供してはならない。ただし、一部の自動販売機のオペレーションについては、あらかじめ発注者の承諾を得ることにより、第三者に再委託することができる。

(保全義務等)

第7条 受注者は、その責めに帰すべき事由によって第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、発注者が受注者に代わってその賠償の責めを果たした場合には、発注者は受注者に求償することができる。

2 発注者はその責めによることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盜難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないとすることとする。また、受注者は自動販売機がき損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は受注者が負担すること。

(資料の提出等)

第8条 受注者は、この契約に基づき設置した自動販売機の毎月の販売数量及び販売額等（以下「販売実績」という。）を、翌月15日までに、発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、債権の保全上必要があると認めるとき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号までの規定に該当する者である疑いがある場合、又は第6条にかかる疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは、その参考となるべき資料の提出又は報告を受注者に求めること及び調査することができる。

3 受注者は、発注者から前項の規定による請求があったときは、正当な理由なくその請求を拒み、妨げ又は忌避してはならない。

(談合行為等の措置)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、本件契約に係る入札に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を受けたとき。

(2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前2号に規定する行為をしたことが明白となつたとき。

(4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となつたとき。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項各号のいずれかに該当するときは、その事実の発生した月の前月の営業料の2倍に相当する額を損害金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

4 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

(契約の解除)

第10条 発注者は、前条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が、支払期限後3か月以上営業料の支払いを怠ったとき。

(2) 受注者が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 受注者が、第8条の規定による販売実績の報告を故意に偽ったとき。

(4) 受注者が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続について、受注者の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（受注者の取締役を含む。）によって、その申立てがなされたとき。

(5) 受注者が、営業に関し、法令の規定に違反して刑罰に処せられ、又は行政庁から許認可の取り消しがあったとき。

(6) 受注者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号までの規定に該当する者であると認められるとき。

2 発注者は、解除権を行使したときは、受注者の負担した契約の費用を償還しない。

3 発注者は、解除権を行使したときは、受注者の支払った違約金その他一切の費用を償還しない。

4 受注者は、発注者の解除権の行使に伴い発生した損失について、発注者にその補償を請求することはできない。

(違約金)

第11条 受注者は、次の各号の一に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める額の違約金を発注者に支払わなければならない。

(1) 第10条第1号の規定により契約を解除された場合

支払う営業料の2倍に相当する額

(2) 第10条第2号又は第4号から第6号までの規定により契約を解除された場合

解除された日の属する月の前月の営業料の2倍に相当する額

(3) 第10条第3号の規定により契約を解除された場合

その事実の発生した月の正当な営業料の2倍に相当する額

(受注者からの契約の解除)

第12条 受注者は、発注者に対して、この契約を終了しようとする6か月前に解約の申入れをすることにより、この契約を解除することができる。

(自動販売機の撤去)

第13条 受注者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、自動販売機を撤去しなければならない。ただし、履行期間の満了前に、次の履行期間にも引き続き同じ自動販売機を使用することができることが明らかになったときは、この限りではない。

(1) 履行期間の満了による場合 履行期間の満了の日

(2) 第9条、第10条及び第12条の規定によりこの契約を解除する場合 発注者の指定する日

2 前項の撤去は、発注者の立会いのうえで行うものとする。

3 発注者は、受注者が第1項に規定する義務を履行しないときは、受注者が設置する自動販売機を移設し、事務管理をすることができるものとする。この場合において、受注者は、第11条第2号の規定による違約金の額を超えて発注者に費用が生じるときは、その超えた費用を発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第14条 受注者は、その責めに帰する事由により休憩所の全部又は一部を滅失し、又はき損した場合において、発注者が負担して原状に回復したときは、当該滅失し、又はき損したことによる損害に相当する金額その他費用等を損害賠償として発注者に支払わなければならない。

2 受注者は、発注者の責めに帰する事由により自動販売機への電力の供給が停止され、販売品に損害が生じたときは、発注者にその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第15条 受注者は、履行期間が満了した場合において、各設置場所等に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを発注者に請求することはできない。

(住所等の変更の届出)

第16条 受注者は、その住所又は氏名（法人の場合にあっては所在地又は名称）に変更があったときは、速やかに発注者に届け出るものとする。

(自動販売機のお客様等への対応)

第17条 受注者は、自動販売機の故障等の連絡先を明記し、自動販売機設置運営事業により発生するトラブル及び苦情等について、一切の責任を持って速やかに対応する。

(機種変更)

第18条 受注者は、自動販売機の機種を変更しようとするときは、あらかじめ発注者の承認を受けるものとする。

(自動販売機等の移設)

第19条 受注者は、各設置場所の配置変更等に伴い、発注者が指定した位置を変更せざるを得ないと
の発注者の判断に基づき、発注者から自動販売機又は使用済み容器の回収ボックス等の移設について
請求を受けたときは、受注者の負担により、発注者が新たに指定する位置に当該自動販売機又は使用
済み容器の回収ボックス等を移設しなければならない。

(緊急時の報告)

第20条 受注者は、次に掲げる事態が生じた場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

- (1) 自動販売機を休止する必要が生じた場合
- (2) 自動販売機において事故が発生し、又はそのおそれがある場合
- (3) その他自動販売機設置運営事業の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場
合

2 受注者は、自動販売機設置運営事業の履行ができないことが明らかになったときは、発注者に対し
て直ちにその理由を付した書面を提出しなければならない。

(疑義の解決)

第21条 この契約に関し疑義のあるとき、又は定めのない事項があるときは、双方協議のうえ、その
内容を決定する。